

# 志津南学区広報委員会規則

平成 30 年 4 月 1 日

志津南学区広報委員会

# 志津南学区広報委員会規則

## (総則)

第1条 この規則は、地域広報紙誌とウェブサイトの円滑な運営を図るため、掲載情報の作成、運営・管理、およびその利用等に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 志津南学区広報委員会（以下「広報委員会」という）は、志津南学区のまちづくりを進めるため、地域広報紙「志津南ニュース」ならびにウェブサイト「志津南ネット」を通じて、まちづくりの活動情報、地域イベント、講座、行政情報などの情報発信を行うと共に、まちづくり活動に必要なIT能力の普及に努める。

## (組織)

第3条 広報委員会は、次の団体の代表者で構成する。

- (1) 志津南学区まちづくり協議会理事会
- (2) 志津南まちづくりセンター
- (3) 志津南学区社会福祉協議会
- (4) 志津南学区民生委員児童委員協議会
- (5) 志津南小学校地域コーディネイター
- (6) その他、志津南学区住民で、活動の推進のため広報委員会が認めた者

2 広報委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は原則(1)の代表者がこの任に就き、副委員長は委員の中から互選する。

## (役員の仕事)

第4条 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は4月1日より1年間とする。ただし、団体の都合により、代表者を交替することはこの限りでなく、双方に異論がない場合は自動更新とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

## (広報委員会の業務)

第6条 広報委員会（以下「委員会」という）は次に掲げる業務を行う。

- (1) 「志津南ニュース」の発行と町内会など関係個所への配布
- (2) 「志津南ネット」の運営、管理
- (3) その他、まちづくり協議会が必要と認めた業務

(作業部会)

第7条 委員会は、広報紙誌作成やウェブサイト作成および維持管理などに関し、専門の作業部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 次のような部会を設ける。

- (1) 「志津南ニュース」の作成・発行
- (2) 「志津南ネット」のコンテンツ制作及び維持・管理
- (3) I T活用能力の向上を目的とした各種研修の実施
- (4) その他、広報委員会が必要と認めたもの

3 部会には、部会長1名、副部会長1名をおく。

- (1) 部会長はまちづくり協議会が広報委員の中から選出し、作業部会を総括し、円滑な実務遂行に努める。
- (2) 副部会長は同じく広報委員より選出し、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 部会には、必要に応じてアドバイザー及びまちづくり協議会が委嘱した協力員を置くことができる。

5 部会事務局を志津南まちづくりセンター内におく。

(発信情報)

第7条 地域のまちづくりや各種団体の活動に関連する情報で、志津南ニュースならびに志津南ネットに掲載することが有効と判断されるもの、および、その他委員会で住民の共有が必要と判断した情報とする。

2 次に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令または条例に違反するもの、および違反のおそれがあるもの。
- (2) 第三者を誹謗または中傷するもの、および第三者へ不利益を与えるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、選挙運動またはこれらに類似するもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 営利を目的とするもの、ただし、まちづくり活動を活性化させるという視点で有意義な内容である場合は、その限りではない。
- (6) その他、委員会が適当でないと判断したもの。

(情報管理)

第8条 志津南ニュース、志津南ネットの適正な利用を図るため、部会では次の事項を行い、部会長が責任を負う。

- (1) I D、パスワード等の管理
- (2) データの保守・管理
- (3) データの定期的なバックアップ
- (4) セキュリティへの配慮
- (5) ウェブアクセシビリティへの配慮

(ウェブコンテンツの削除)

第9条 委員会は、本規則に違反した内容を含む情報、もしくは利用者から妥当と認められる削除または訂正請求があった場合、調査のうえ情報の訂正ならびに利用停止や削除等の措置をとるものとする。

2 委員会は、古くなった情報などを情報提供者及び掲載依頼者の承諾を得ることなく、削除を行うことができる。

(ウェブサイトの停止)

第10条 設備等の点検・保守などやむを得ずサイトを停止することがある。

2 停止する時はあらかじめその旨をサイト上で通知する。

3 天災地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は予告なくサイトを停止することがある。

(個人情報保護・著作権等)

第11条 委員会は、個人を識別することのできる情報（以下「個人情報」という）が、適正に管理され、本事業の目的以外に使用されることを防止するため、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を指定し、これに基づいて事業を実施する。

2 志津南ニュースならびに志津南ネットに掲載されている記事、イラストなど文字・画像等のコンテンツの著作権は、まちづくり協議会に所属するものとする。

(免責事項)

第13条 委員会は、利用者が志津南ニュースならびに志津南ネットの情報に起因して生じた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか「志津南ニュース」ならびに「志津南ネット」の運営に必要な事項は委員会で定める事ができる。

## 志津南ネットのプライバシーポリシー (個人情報保護に関する方針)

広報委員会では、多くの情報を取り扱う部署として個人情報の安全管理を重要な社会的責任であると認識し、以下のプライバシーポリシー（個人情報保護に関する方針）を定め、この方針に従って個人情報の適切な取り扱い、管理に努めます。

### 1. 個人情報の収集・利用

- (1) 広報委員会（以下「委員会」という）が、個人（もしくは団体）から情報を収集する場合、その具体的な目的を明らかにするとともに、収集及び利用について本人（団体ならば代表責任者）の同意を得ることとします。（なお、行政情報、適法な情報公開、報道によってすでに公開されている情報についてはこれに含まれません）
- (2) 委員会が収集した個人情報を本人の同意なく外部に公開・提供することは原則としてありません。ただし、法律や法的拘束力のある命令等による場合を除きます。
- (3) 収集した個人情報について、本人から開示、もしくは訂正・削除の請求があった場合、すみやかに必要な調査を実施した上で、合理的な範囲でこれに対処します。※

### 2. 個人情報の管理及び安全対策

- (1) 委員会は、志津南ネットにおいて個人情報の漏えい等を防止し、適正に管理されるよう必要な対策を実施します。
- (2) 委員会は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。
- (3) 委員会が個人情報の処理等を外部委託する場合、契約書等で漏えいや再提供・目的外使用を行わないよう情報の取り扱いに関する事項を定め、適切な管理を実施します。

### 3. そのほかの事項

- (1) 委員会は、個人情報の保護及び取り扱いに関し、法令その他の規範を遵守し、管理体制を充実するとともに、本プライバシーポリシーを必要に応じて見直し、改善に努めます。
- (2) 当サイトからリンクしている別サイトに関し、委員会はいかなる責任も負いません。

※個人情報に関する質問、相談は、電話、メールで受け付けます。

事務局：志津南学区広報委員会（志津南まちづくりセンター内）

TEL：563-6206 担当：妹尾 E-Mail：shizuminamimachi@gmail.com

## 志津南学区広報委員会名簿

平成30年4月1日

役 職	氏名	選出母体
委 員 長	花澤仁左エ門	志津南学区まちづくり協議会
副委員長	津 田 英 二	協力員
広報紙部会		
部 会 長	津 田 英 二	協力員
副部長	吉田知津子	協力員
委 員	太 田 俊 作	協力員
委 員	松崎大次郎	志津南学区社会福祉協議会
委 員	垣 根 和 子	志津南学区民生委員児童委員協議会
委 員	浅野謙一	志津南学区民生委員児童委員協議会
委 員	和 田 基	志津南小学校地域コーディネーター
協 力 員	高 田 稔	追分南町内会情報提供者
委 員	妹尾志郎	志津南まちづくりセンター
委 員	長谷川佳子	志津南まちづくりセンター
志津南ネット部会		
部 会 長	山本育弘	協力員
副部長	淵側良太	志津南まちづくりセンター
委 員	吉田知津子	協力員
委 員	鶴田逸郎	協力員
協 力 員	松谷孝子	写真撮影
委 員	妹尾志郎	志津南まちづくりセンター